第8回四日市市・楠町合併協議会

会 議 資 料

日時 平成16年3月9日(火)午後2時から 会場 楠町民福祉会館 1階ホール

第8回四日市市・楠町合併協議会次第

1	開	会	
2	あい	さつ	
3	議	事	
(1)協	議事項	
	協議夠	第 38 号	新市建設計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	協議第	第46号	組織機構の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	協議夠	第 47 号	自治会等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・11
	協議第	第 48 号	平成16年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について・・・・・・13
	協議第	第 49 号	平成16年度四日市市・楠町合併協議会予算について・・・・・・・15
(2)次	'回(第	9回会議)提案事項
	協議夠	第 7 号	合併の期日について・・・・・・・・・・・・・・・18
	協議夠	第50号	特別職の身分の取扱いについて・・・・・・・・・・・20
	協議夠	第51号	議員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・・・24
	協議第	第52号	地域審議会の取扱いについて・・・・・・・・・・・・28
4	その	他	
	・次回	回協議会	について
	E	3時 平	成16年3月30日(火)13時30分から
	2	会場 本	町プラザ
_	月 月	△	

(1)協議事項

協議第38号

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙「四日市市・楠町新市建設計画」のとおり協議する。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会 会長 井 上 哲 夫

組織機構の取扱いについて

組織機構の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会 会 長 井 上 哲 夫

協定項目	組織機構の取扱い
調整の内容	 1 組織機構については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮しつつ、次の方針に基づき整備するものとする。 (1)住民に分かりやすく、利用しやすいもの (2)行政課題に迅速かつ的確に対応できるもの (3)簡素で効率的なもの (4)責任の所在が明確なもの 2 楠町に置かれている行政委員会及び附属機関等は廃止するものとする。ただし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

[協議第46号参考資料]

総務部会 関係 項目組織機構 協定項目 組織機構の取扱い 現 況. 考 町 兀 Н 市 市 <市長> < 町長 > <助役> <助役> ····· 秘書課、政策課、広報情報課、国際課、IT推進課、東京事 企画課 - 市長公室 …… 企画係、秘書 務所、合併推進室 合併推進室 …… 合併推進係 ····· 総務課、人事課、管財課、防災対策課、調達契約課、検査 - 総務課 総務部 ····· 行政係、財政係、消防防災係 室、人権センター、職員研修所 — 税務課 …… 税政係、資産税係 財政部 ……財政経営課、納税課、市民税課、資産税課 - 町民課 …… 町民係、保険年金係、介護保 ……市民生活課、女性課、市民課、保険年金課、地区市民セン 市民部 険係 ター(23ヶ所)、あさけプラザ 健康福祉課 ……福祉係、健康係 保健福祉部 ····· 同和課、保健福祉課、保護課、児童福祉課、介護·高齢福祉 課、障害福祉課、保健センター ─ 生活環境課 ・・・・・ 生活環境係 商工農水部 ・・・・・ 商工課、農林水産課、農村整備課、事業課、農業センター — 産業建設課 ···・・・農水係、商工係、建設係 ── 下水道課 ····· 下水道係 一 環境部 ·····環境保全課、生活排水施設課、生活環境課 園・河川課、管理課、用地課、営繕工務課、市営住宅課 ····· 下水管理課、下水建設課、下水施設課 一 下水道部 市立四日市病院・・総務課、医事課 <収入役> — 収入役室 < 収入役 > _出納室 …… 出納係 消防本部 …… 総務課、消防救急課、予防保安課 └─ 消防署 ・・・・・ 中消防署、北消防署、南消防署 水道局 ····· 総務課、料金課、給水課、水源課、建設課、検査監 水道課 ……水道係 教育委員会 教育委員会 <教育長> ・・・・・教育総務課、教育施設課、生涯学習課、文化課、スポーツ <教育長> 課、図書館、博物館、少年自然の家、学校教育課、人権・同 和教育課、指導課、教育センター 4 生涯学習課 ・・・・・社会教育係、スポーツ振興係 議会事務局 ……議事課 議会事務局

[協議第46号参考資料]

総務部会

現	況	
四日市市	楠町	<u>一</u> 作
<行政委員会>	<行政委員会>	
教育委員会	教育委員会	
選挙管理委員会	選挙管理委員会	
監査委員	監査委員	
公平委員会	公平委員会	
農業委員会	農業委員会	
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	

協 定 項 目 組織機構の	取扱い			関係項目	一种
	現		,	1	
四日	कं कं		楠	町	r ns -5
教育委員会		教育委員会			
委員任期4年 委員長	H12,12,25 ~ H16,12,24 委員長職の任期 H15,10,11 ~ H16,10,10	委員任期4年	委員長	i13,10,1 ~ H17,9,30 委員長職の任期 i15,10,1 ~ H16,9,30	農業委員会委員については、協議 第17号「農業委員会委員の定数及 び任期の取扱い」において協議済
委員長職及 び職務代理者 職 1年 第1順位)	委員長職及 J で び職務代理者 J 年 間 1 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	職務代理者	i12,10,1 ~ H16,9,30 織務代理者職の任期 i15,10,1 ~ H16,9,30	
職務代理報 (第 2 順位)		委 貞 	H15,10, 1 ~ H19, 9,30 H15,10, 1 ~ H16,10,18 H14,10, 1 ~ H18, 9,30	
委 [H13,10, 6 ~ H17,10, 5 H15,11,20 ~ H19,11,19	選挙管理委員会	委員長日	H14,12,24 ~ H18,12,23	
選挙管理委員会 [委員任期4年] 一	H13, 3,28 ~ H17, 3,27 H13, 3,28 ~ H17, 3,27	〔委員任期4年〕 「 監査委員	職務代理者 5	H14,12,24 ~ H18,12,23 H14,12,24 ~ H18,12,23 H14,12,24 ~ H18,12,23	
監査委員 (代表監査委 〔委員任期4年〕 議会選出委	員 H14,12,21 ~ H18,12,20	【安貝仕期4年】		H13, 9,22 ~ H17, 9,21 H15, 5, 1 ~ H17, 4,29	
(2人) 公平委員会 (委員任期4年) 職務代理 委員		公平委員会 〔委員任期4年〕	職務代理者	H15, 8,13 ~ H19, 8,12 H14, 8,12 ~ H18, 8,11 H13, 8,12 ~ H17, 8,11	
固定資産評価審査委員会 (委員任期3年 委員長職及 び職務代理者 職 1年 職務代理者	H15, 6,25 ~ H16, 6,24 H13,12,23 ~ H16,12,22	固定資産評価審査委 委員任期3年 委員長職及 び職務代理者 職 1年	委員長 間務代理者	H15, 8,12 ~ H18, 8,11 委員長職の任期 H15, 8,12 ~ H16, 8,11 H14, 7, 7 ~ H17, 7, 6 最務代理者職の任期 H15, 8,12 ~ H16, 8,11 H15, 4,10 ~ H18, 4, 9	

			総務:
協定	項 目 組織機構の取扱い		属機関等
	現		備考
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<i>i</i> 兀	1佣
主な附属機関等			
区 分	四日市市	楠 町	
企画・総務部門		総合計画審議会	
	情報公開審査会	情報公開審査会	
	個人情報保護審議会	個人情報保護審査会	
	四日市大学運営協議会		
		被表彰者選考委員会	
	四日市・天津友好交流協議会		
	(財)四日市国際交流協会評議委員会		
	(財)四日市国際交流協会理事会		
	防災会議	防災会議	
	交通災害共済審査委員会		
	自転車等駐車対策協議会		
	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	
	公有財産審査会		
	市有林管理会		
	桜財産区管理会		
	入札監視委員会		
		行政改革協議会	
主民・福祉部門	同和対策委員会		
	隣保館運営審議会		
	市民会館運営委員会		
	社会福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所判定委員会	
	三泗介護認定審査会	三泗介護認定審査会	
	長寿社会づくり懇話会	老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	
	障害者施策推進協議会	障害者計画策定委員会	
	四日市こどもの虐待防止ネットワーク会議		
	障害児保育指導委員会		
			_
			_
		マル拉廷府市地中知木チョム	_
			-
	健尿 ノヽリ 圧進 励 議 云		-
			\dashv
	児童館運営協力委員会 応急診療所運営委員会 応急診療所事故対策委員会 歯科医療センター運営委員会 歯科医療センター事故対策委員会 母子保健連絡協議会 予防接種運営委員会 健康づくり推進協議会 献血推進協議会 国民健康保険運営協議会	予防接種健康被害調査委員会 健康づくり推進協議会 献血推進実行委員会 国民健康保険運営協議会	

			総務部会
	現		
区分	四日市市	楠 町	Mil 5
	住居表示審議会		
	安全なまちづくり推進協議会		
	四日市地域総合会館あさけプラザ運営協議会		
T四 女 六7 8 8	男女共同参画推進協議会		
環境部門	環境計画推進市民会議		
	環境保全審議会	環境保全委員会	
	公害健康被害者等療養運営委員会		
	公害健康被害認定審査会		
	公害診療報酬審査委員会		
	ごみ減量等推進審議会		
		廃棄物減量等推進員会議	
商工農水部門	労働福祉会館運営委員会		
	勤労者福祉施設運営委員会		
	勤労青少年ホーム運営委員会		
	諏訪公園内拠点施設運営協議会		
	新規産業創出研究会		
	中心市街地活性化基本計画推進協議会		
	経営・生産対策推進会議		
	地区農業推進協議会		
	食肉地方卸売市場運営委員会		
	四日市食肉流通再編統合検討協議会		
	農政審議会		
建設・都市計画部	都市計画審議会	都市計画審議会	
門	都市景観審議会		
	花と緑いっぱい審査会		
	開発審査会		
	建築審査会		
	建築紛争調停委員会		
	旅館建築審査会		
	末永・本郷土地区画整理審議会		
	市営住宅入居者選考委員会	町営住宅入居者選考委員会	
上下水道部門	排水対策協議会		
	下水道事業運営委員会	下水道審議会	
		指定工事店等審査委員会	
教育部門	四日市市奨学会評議員会	楠町奨学会評議員会	
	四日市市奨学会選考委員会		
	科学教育奨学資金奨学生審査委員会		
	小・中学校通学区域制度等検討委員会		
	就学前教育検討委員会		
	小・中学校通学区域審議会		
		学校給食共同調理場運営委員会	

[協議第46号参考資料]

423	*×	~	1	_
総	イカ		J	\mathbf{z}

	現	況	/# ±
区分	四日市市	楠 町	
	社会教育委員会議		
	地区市民センター運営審議会	公民館運営審議会	
	生涯学習推進計画四日市プラン推進会議		
	青少年問題協議会		
	少年センター運営協議会		
	少年自然の家運営協議会		
	スポーツ振興審議会	スポーツ振興審議会	
	市立博物館資料委員会		
	博物館協議会		
	市美術展覧会運営審議会		
	市美術展覧会審議会		
	文化振興審議会		
	文化功労者選考委員会	1. W. B. LEG # 17 D. A.	
	文化財保護審議会	文化財調査委員会	
	障害者就学指導委員会	障害児就学指導委員会	
	学びの一体化(小中一貫教育)推進委員会		
	基礎学力定着・向上検討委員会		
	子育て支援運営委員会		
	教育集会所運営委員会		<u> </u>
	北勢第2地区教科用図書採択協議会		<u> </u>
消防部門	市立図書館協議会 消防委員会		<u> </u>
日的即门	/月忉安貝云 消防団員賞じゅつ金審査委員会	 消防賞じゅつ金等審査委員会	-
	内切凹貝貝 0 ゆ 7 並番且安貝云	/月忉貝	-

関 係 法 令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(執行機関の義務)

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

(執行機関の組織の原則)

- 第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互 の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

(委員会、委員及び附属機関の設置)

- 第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

- 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員
- 2 省略
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

- 4 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。
- 5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、 非常勤とする。
- 6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務 に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方 公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、 執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができ ない。
- 7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
- 8 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(附属機関の職務権限・組織等)

- 第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

< 呉市 >

(1) 川尻町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

事

例

(2) 川尻町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。

<福山市>

(1) 行政機関の設置及び組織

執行機関の組織については、住民サービスの低下をきたさないよう適切に措置するものとする。

新市町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。

(2) 附属機関

福山市と新市町の両方に同種の機関がある場合

新市町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により新市町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

新市町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合

今後、各種事務事業の取扱いに関する協議と合わせて措置を検討する。

< 前橋広域市町村合併協議会 >

支所の取扱い

大胡町役場、宮城村役場及び粕川村役場は、支所とする。

支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併から5年 後を目処に段階的に再編、見直しを行う。

附属機関等の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村に置かれている附属機関等は、原則として前橋市の附属 機関等に統合するものとする。

なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。

附属機関等の委員構成については、必要により大胡町、宮城村及び粕川村の地域性 に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

< 岐阜広域合併協議会 >

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。

また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。

なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

_

自治会等の取扱いについて

自治会等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会 会 長 井 上 哲 夫

協定項目	自治会等の取扱い
調整の内容	自治会等の組織については、合併後の市の一体性が速やかに確立 されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努めるものと する。

_

協議第48号

平成16年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について

平成16年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について、別紙のとおり承認を求める。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会 会長 井 上 哲 夫

平成16年度四日市市・楠町合併協議会 事業計画

項目	事業名	内容
1 合併に関する 協議	協議会運営	協議会の開催 随時 幹事会の開催 随時 専門部会・分科会の開催 随時
2 その他	啓発活動	住民説明会の開催 合併協議会だよりの発行 ホームページの運営
	合併準備	法定手続の協議及び調整 合併協定調印式の開催

協議第49号

平成16年度四日市市・楠町合併協議会予算について

平成16年度四日市市・楠町合併協議会予算について、別紙のとおり承認を求める。

平成16年3月9日提出

四日市市・楠町合併協議会 会長 井 上 哲 夫

平成16年度 四日市市・楠町合併協議会予算

歳入 (単位:千円)

				Ê	ñ	(半四・十円)
款	項	目	予算額	区分	金額	説 明
1. 分担金及 び負担金			37,116		37,116	
いうだ立	1. 負担金		37,116		37,116	
		1. 負担金	37,116		37,116	
				1. 負担金	37,116	四日市市 30,613 楠 町 6,503
2. 県支出金			4,000		4,000	
	1. 県補助金		4,000		4,000	
		1. 県補助金	4,000		4,000	
				1. 県補助金	4,000	広域行政体制整備事業費補助金
3. 繰越金			1		1	
	1. 繰越金		1		1	
		1. 繰越金	1		1	
				1. 繰越金	1	一般繰越金
4. 諸収入			3		3	
	1. 諸収入		3		3	
		1. 諸収入	3		3	
				1. 預金利子	3	
	歳入合計	-	41,120		41,120	

構成市町負担金内訳

平成12年国勢調査数値

市町名	人口(人)	割合
四日市市	291,105	96.4%
楠町	10,997	3.6%
計	302,102	100.0%

(円)

			(11)
市町名	均等割額(3割)	人口割額(7割)	合 計
四日市市	5,567,400	25,045,877	30,613,277
楠 町	5,567,400	935,323	6,502,723
計	11,134,800	25,981,200	37,116,000

歳 出 (単位:千円) 節 款 項 目 予算額 説 区分 金額 1.運営費 11,372 11,372 1.会議費 3,799 3,799 1.会議費 3,799 3,799 8.報償費 89 参与等報償金 89 9.旅 費 1,083 費用弁償 1,083 11.需用費 350 540 消耗品費 食糧費 40 印刷製本費 150 12.役務費 68 手数料 63 傷害保険料 5 13.委託料 1,832 番組制作委託料 1,832 14.使用料及び 賃借料 187 会場使用料 76 駐車場使用料 111 2.事務費 7,573 7,573 1.事務費 7,573 55 講師報奨金 8.報償費 55 9.旅 費 483 普通旅費 483 11.需用費 1,291 消耗品費 961 食糧費 30 印刷製本費 300 12.役務費 1,042 通信運搬費 772 270 手数料 13.委託料 270 ネットワーク接続委託料 270 14.使用料及び 複合機借上料 2,000 2,000 賃借料 19.負担金補助 臨時職員賃金 2,412 1,727 及び交付金 事務所管理負担金 685 27.公課費 20 印紙 20 2.事業費 29.648 29.648 1.事業推進費 29.648 29.648 1.事業推進費 29,648 29,648 9.旅 費 301 費用弁償 301 11.需用費 12,600 消耗品費 600 12,000 印刷製本費 12.役務費 36 手数料 36 13.委託料 16,411 協議会だより等製作委託料 9,781 例規整備委託料 3,200 ホームページ運営管理委託料 300 住民説明会看板製作委託料 130 住民説明会番組制作委託料 3,000 14.使用料及び 会場使用料 300 150 賃借料 駐車場使用料 150 3.予備費 100 100 1.予備費 100 100 1.予備費 100 100 歳出合計 41,120 41,120